

令和2年度第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月5日(木) 13時30分～14時30分
2. 開催場所 東金市中央公民館 2階 講堂
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 農用地利用集積計画について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 8件
報告第2号 軽微な農地改良の届出について 1件
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について 9件
報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について 1件
報告第5号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について

5. 出席委員 14名

会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、
4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、
8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、
13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄

6. 欠席委員 1名

9番篠崎輝武

7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査

8. 議事録

- 議長 委員15名中14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和2年度第8回農業委員会総会を開催いたします。
それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名がありますが、議席順にお願いいたします。本日、9番の篠崎委員が欠席しておりますので、10番戸田委員と11番吉井委員を指名いたします。両委員、宜しくをお願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、よろしくをお願いいたします。
また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言

はご遠慮願います。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、事務局より、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、4議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について6件。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について3件、議案第3号、農業経営改善計画について2件、議案第4号、農用地利用集積計画については、所有権移転が2件、利用権設定が5件でございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和2年10月28日、午前9時より、2班の岩柳委員、農宮委員、吉井委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議　長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。番号1及び番号2につきまして、農宮委員より意見発表をお願いいたします。

7　番　番号1について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は小沼田字溝間の田698㎡の農地です。申請理由は譲渡人が、土地を交換することによって、農作業をやりやすくするため、譲受人も土地を交換することで、農作業が便利になるためです。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認した所、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。

続いて、番号2について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は小沼田字万関の田628㎡の農地です。申請理由は譲渡人が、土地を交換することによって、農作業をやりやすくするため、譲受人も土地を交換することで、農作業が便利になるためです。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認した所、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。

議　長　ありがとうございました。次に番号3について、吉井委員より意見発表をお願いいたします。

11番　番号3についてご説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移

転の申請です。申請地は下武射田の田、16筆、15040㎡です。それに加え、畑、現況田、1筆、56㎡で、合計15096㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は耕作ができないため、譲受人は農業経営規模拡大を図るものです。営農計画においては、水稻の作付を予定しております。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は山武市農業委員会からの耕作証明等の提出もあり、3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に番号4及び番号5について、吉井委員より意見発表をお願いいたします。

11番 番号4についてご説明いたします。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。申請地は二又字芳添の田、4筆、4084㎡の農地です。申請理由は譲渡人の弟が経営縮小のため、譲受人の兄は農業経営の拡大を図るものです。営農計画においては、水稻の作付を予定しております。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。しかし、番号5と関連しますので、申請書類及び譲受人の耕作状況を精査した所、所有農地の適正な利用がなされておらず、問題があると判断いたします。

続いて番号5についてご説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は二又字源氏堀の畑、383㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため、譲受人は農業経営拡大のためということです。営農計画においては、落花生を作付する予定ということです。10月28日に現地を確認したところ、石の混在した残土が広げられている状況でした。本件は、番号4と関連しており、譲受人の所有農地の適正な利用がなされていないために、問題があると判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に番号6について、農宮委員より意見発表をお願いいたします。

7番 番号6について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は大沼田字小林前の畑5筆と、字川間の田3筆、字大六の畑2筆、合計7711㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため農地維持が困難とのことで、譲受人が安定した農業をするためです。10月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っ

ていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 それでは、補足説明をさせていただきます。議案書の4ページをお願いします。申請番号の1と2は、交換のための所有権移転の申請でございます。場所は、広域農道を大網方面に向かい、真亀川を超えて500mほど行った右手に位置しています。申請地はそれぞれが所有する農地の隣接地であり、利便性向上のため、交換したいとのごことでございます。3条許可基準につきましては、共に機械の保有、労働力、技術について問題なく、従事日数150日以上、経営面積も下限面積要件の50アールを超えております。

続きまして5ページをお願いします。申請番号3は、農地の所有権移転の申請です。場所は、東中から上武射田に抜ける市道と作田川に挟まれた区域、それから、土農田の警察学校の西側の区域に点在しております。申請理由は、譲渡人は東京都在住で相続により申請地を取得しましたが、耕作が出来ないということでございます。譲受人は農業経営拡大とのごことで、山武市在住のため、耕作証明書が添付されております。3条許可基準ですが、機械の保有、労働力、技術について問題なく、従事日数150日以上、経営面積については、下限面積要件の50アールを超えております。

続いて6ページをお願いします。申請番号4と申請番号5は、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。申請番号4は使用貸借権の設定、申請番号5は所有権移転の申請です。場所は、二又から北之幸谷に向かう市道を進みまして、真亀川の手前になりますが、番号4が右手の300mほどの所、番号5が左手の150mほどの所に位置しております。5番の申請地につきましては、現地調査の際、砂利交じりの土砂が積まれていたために、撤去するように代理人に指示をいたしまして、現在は撤去されていることを確認しております。なお5番の申請地周辺に、譲受人が所有する農地が点在しており、撤去された土砂との関連は不明でございますが、一部の農地に土砂が堆積されていることが確認されております。経営面積につきましては、申請番号4を含めて下限面積要件の50アールを超えることとなります。

続きまして申請番号6でございますが、こちらは親子間の贈与に伴う所有権移転の申請です。場所につきましては、広域農道を大網方面に向かいまして、九十九里有料道路との交差点の手前を右に入った所に畑が1ヶ所、それから、九十九里有料をくぐりまして、150mほど行った右手の奥に園芸施設がございます。更に250mほど行った所の右手の奥に園芸施設や畑が点在しているものでござ

います。3条許可基準につきましては、親子間の贈与であり、問題はないものと思われま

説明については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見を伺いたと思いますが、先ほど、吉井委員さんが発表した申請番号4、5では問題ありという意見でございましたので、この件で皆様から何かご意見、ご質問等ございましたら、よろしく

現地確認していただいた方はご意見等ございますでしょうか。

吉井委員から、聞いた内容によりますと、今現在、資材置場のような状況になっているように聞いておりますので、一応代理人にそれを撤去してもらうか、それが出来なければ取

豊成の委員さん、意見ございましたらお願いします。

4番 豊成の農業委員が現地調査をした結果ですから、却下、若しくは保留の形が最適ではないかと思

1番 その場所は結局、残土が置かれているということですが、他の畑への影響はありますか。

7番 残土をならしたような状態です。

事務局 山になっていた土を、多分全部ならしたのではなくて、一部は他へ持って行っていったのではと思

1番 他に持って行っちゃったということ。

事務局 他に土を持って行ったのかどうかは明らかではありませんが、近くに譲受人の所有する畑が

1番 全部の畑が、全部その土を処理してあれば良いのですが、他の畑に運んでいるようではまずいわけ

事務局 3条許可基準の「全部効率利用要件」では、自分の所有する農地を全て効率的に利用することが求められており、そこから考えますと、今現在それを畑として利用されていないと見受けられますので、その要件には合致していないと思います。ただ、改善という意味で、それがクリア出来れば良いということであれば、委員さんのご意見の中でまとめていただければと思います。

7 番 私も吉井委員と一緒に見に行ったのですが、その時は石混じりの土砂が置いてあって、周りも植木の手入れなのか、枝や葉っぱとか散らばっていたし、それで落花生をここに作るのかと。もうちょっと他の人達が見ても、「この畑で落花生を作るのか」という感じであったなら、認めても良いと思いますけれど、せっかくの農地に、色々なものを置いてあるような事をやってきているのに、素直に認める感じでは、やはりいけないと思うので、却下か、奇麗にしてもう1度申請し直していただいた方が良いのではないかと思います、いかがなものでしょうか。

議 長 今、農宮委員より、一回却下して、もう一度再申請ということで、進めた方が良いのではないかという意見がありましたが、いかがでしょうか。

1 4 番 農宮委員の意見に賛成です。却下して、もう一度申請し直しの方が良いと思います。

議 長 現況を農地に戻して、再申請ということですね。

1 4 番 そうです。その方が良いと私は思います。

議 長 今、平山委員より意見がありましたが、それに対してはいかがでしょう。却下してもう一度再申請ということですが。

1 5 番 私もその意見に賛成です。

議 長 他に意見はありませんでしょうか。却下と保留では意味が違いますが。

1 4 番 保留の方が良ければ、保留でも良いと思います。畑になっていれば、作物が出来るように、元通りになれば良いのではないのでしょうか。

議 長 現況を農地に耕作できるようにするというのでしょうか。

14番　　そうです。

議　長　　それを申請人に説明して、再申請ということでよろしいですか。

13番　　却下するのは簡単な事だと思いますが、保留という形をとって、指導をして、それで駄目なら却下という方法はどのようなのでしょうか。

議　長　　今、市原委員からありましたが、却下ではなくて、保留にして、指導しながら、また、その後の状況によって、再申請というのがありました。いかがでしょうか。

4　番　　そうですね。過去には始末書とか、そういうケースもありましたよね。確約書も最近ありましたけれど、もう一回良く調査して、保留して、厳しいだけが良いという訳ではないでしょうから、これ以上は止めるようお願いしないとダメだと思います。

議　長　　分かりました。そのように申請人に申し伝えることでいかがでしょうか。

14番　　これは期日とかはあるのですか。期限があるのならそれまでで構わないのですが、ずっとそのままになる可能性もあると思います。

事務局　　継続審査という形をとった場合の期限については、次回の総会までと考えております。それまでに改善が無ければ不許可となりますので、もし1ヶ月の間に対応が出来ないということであれば、一旦取下げをしていただいて、今お話しいただいたような改善をしていただいたうえで、再度申請をしていただくということがよろしいかと思っております。

議　長　　今局長から説明がありました通り、一応流れがありますので、局長の判断で進めたいと思います。それでいかがでしょうか。

（「異議なし」との声があり）

議　長　　ありがとうございました。それでは申請番号4、5を除いた、1、2、3、6番について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(「異議なし」との声があり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

番号1につきまして、岩柳委員に意見発表をお願いいたします。

3 番 番号1について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は台方字弥勒の畑、457㎡の農地です。転用の目的は専用住宅用地です。また、排水については、雨水は敷地内に自然浸透とし、汚水は公共下水道に放流する計画です。申請に必要な書類は全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に番号2について吉井委員より意見発表をお願いいたします。

11番 番号2について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は田間土地区画整理地内で、所在は田間字三丁目、地目は畑、面積は2筆合計211㎡の農地です。申請地は当初、駐車場用地として申請されましたが、取り下げがされ、今回、専用住宅等として再申請されたものです。転用に伴う造成工事はありません。また、隣接農地も無く、土砂等の流出は考えられませんが、周囲にフェンスを設置し、交通の妨げに注意する計画です。また、排水については、雨水は既設側溝へ放流し、汚水は公共下水道に接続する計画です。必要な書類は全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に番号3について岩柳委員より意見発表をお願いいたします。

3 番 番号3について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は台方字花輪前の田んぼ、291㎡の農地です。転用

の目的は駐車場用地です。転用に伴い、山砂による埋立てを行う計画です。隣接農地への被害防除対策については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止する計画です。また、排水については雨水を地下浸透させる計画です。申請に必要な書類は全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 それでは、補足説明をさせていただきます。議案書の7ページをお願いします。
申請番号1は、親族間の贈与に伴う所有権移転の申請です。譲渡人は、譲受人の配偶者の祖父になります。場所は、国道126号の台方三差路の交差点寄り、旧国道を成東方面に100mほど行った、左手の奥の方に位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域の定められた区域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金と金融機関からの融資により賄う計画となっており、残高証明書と融資証明書が添付されています。

続きまして申請番号2は、転用を伴う所有権移転の申請です。本件申請地につきましては、9月の定例総会にて駐車場用地として5条の申請をご審議いただきましたが、県に進達後に、事業計画の見直しのため、取下げがされ、今回再度申請がされたものでございます。場所は、田間の千葉学芸高校の南東約200m、田間の土地区画整理地内に位置してございます。転用の目的は専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域の定められた区域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地でございます。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号3は、転用に伴う所有権移転の申請です。場所は、城西幼稚園の南約100メートルほど行った所に位置しています。転用の目的は駐車場用地です。事業計画によりますと、譲受人は、自宅で印刷製本業を営んでおりまして、駐車スペースが狭く、幅員の狭い前面の市道において、荷物の受け渡しをせざるを得ないため、通行上の支障となることが多々ある事から、これを解消すると共に、併せて家族や来客用の駐車場を確保したいため、今回の申請に至ったとのことです。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域の定められた区域内にある農地であることから第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地でございます。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明については以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案通り可決されました。
次に議案第3号農業経営改善計画について、審議に入ります。農政課より説明をお願いします。

農政課 それでは、議案第3号につきまして、ご説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条の規定により意見を求めさせていただいた案件は、再認定1件、計画変更1件でございます。

1ページをご覧ください。小野の法人です。営農類型は採卵養鶏です。経営改善につきましては、設備機械の見直しにより、生産性向上とコストダウンを図るものとなっております。2ページ中段と5ページをご覧ください。機械施設につきまして記載がありますが、一斉鶏舎を更新する計画となっております。6ページをご覧ください。田中の方です。家族経営協定を新たに結んだことに伴う、農業経営改善計画の変更の申請です。内容について、既に認定されているものとほぼ同様のものとなっております。営農類型は施設野菜、苺です。経営改善につきましては、公設施設の拡大により、効率化・高品質化にて経営強化を図るものとなっております。以上、再認定1件、計画変更1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第3号農業経営改善計画について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので採決いたします。

議案第3号 農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案通り可決されました。次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議参与の制限に関する案件がございますので、日暮委員は退室をお願いします。

一時休憩します。

(日暮委員退室)

議長 再開します。それでは、農政課より説明願います。

農政課 それでは、議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の令和2年第10次農用地利用集積計画書案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、令和2年第10次農用地利用集積計画についてお諮りいたします。利用権の内訳といたしまして、利用権設定が2件、所有権移転が5件となります。計画年数ごとの年数と面積については、利用権の設定が2件、面積合計が13036㎡、その内訳として3年が1件、面積合計が2557㎡、6年が1件、面積合計が10479㎡、所有権移転については5件で、面積合計が12518㎡となっております。1ページ目が3年の利用権設定管理台帳となっております。2ページが農地の貸し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で、田中の認定農業者が耕作することとなりました。3ページは、6年の利用権設定管理台帳となっております。4ページは農地の貸し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。新規で上谷の認定農業者が耕作する事になりました。利用権の設定を切るものの、農業経営の実情は5ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を元に作成しております。続きまして売買についてですが、6ページの通りです。6ページに関しては、枠線の部分が増えてしまっていますが、内容に支障はありませんので、見苦しくて申し訳ございませんがご了承ください。7ページから12ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、13ページ、14ページが所有権移転を受けた者の農業経営の状況となっております。1番、2番、3番、4番、5番、共に耕作者の規模拡大のために売買することとなりました。1番の買い手については前之内の認定農業者です。2番、3番の買い手については、同じ田中の認定農業者です。4番、5番の買い手については、上谷の認定農業者です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数、経営意欲、製造面の後継者等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当するものと判断いたしました。利用集積計画の案件は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第4号、農用地利用集積計画について、ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。議案第4号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(日暮委員入室)

議長 再開します。次に、報告第1号から第5号について、事務局から説明願います。

事務局 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてご説明申し上げます。議案書は10ページです。

番号1は、令和2年2月2日に相続により権利取得したもので、10月5日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。

11ページをお願いします。

番号2は、平成30年11月8日に相続により権利取得したもので、10月6日に受付した案件です。斡旋等の希望はありとのことです。今後対応してまいります。

番号3は、令和2年5月28日に相続により権利取得したもので、10月8日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。

12ページをお願いします。

番号4は、令和元年12月31日に相続により権利取得したもので、10月12日に受付した案件です。斡旋等の希望はありとのことです。今後対応してまいります。

番号5は、令和元年12月16日に相続により権利取得したもので、10月1

4日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。

13ページをお願いします。

番号6は、令和2年8月9日に相続により権利取得したもので、10月16日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。

14ページをお願いします。

番号7と、次の15ページの番号8は、令和元年12月29日に相続により権利取得したもので、10月16日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。

16ページをお願いします。

報告第2号軽微な農地改良の届出についてでございます。番号1につきましては、苺の作付けのため、田から畑への転換に伴う、山砂による客土を行う旨の届出があったものでございます。

17ページをお願いします。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。番号1は、令和2年9月16日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものです。

番号2については、令和2年9月25日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものです。

18ページをお願いします。

番号3から、次の19ページの番号8までは、先ほどご審議をいただきました3条の申請の番号3に関連して提出をされたものでございます。いずれも令和2年10月15日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものです。

19ページをお願いします。

番号9は、先ほどご審議をいただきました3条の申請の番号6に関連して提出をされたものでございます。令和2年10月20日に双方合意にて、使用貸借の設定を解除したものです。

20ページをお願いします。

報告第4号「農地法第5条の規定による許可申請の取下について」でございます。本件は先ほどご審議をいただきました5条申請の番号2において説明をさせていただいたものですが、事業計画の見直しに伴い、取下げがされたものでございます。

21ページをお願いします。

報告第5号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。現地調査につきましては、番号1が9月25日、番号2が10月8日、番号3から番号5までが10月21日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答いたしました。

報告事項については以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、以上で、本定例総会に提出された案件は全て終了いたしました。これをもって議事を終了します。ご苦労様でした。

令和2年11月5日